

移動等円滑化取組計画書（令和6年度）

令和6年6月28日

住 所	京都市右京区太秦下刑部町12番地
事業者名	京都市交通局
代表者名	京都市公営企業管理者
（役職名及び氏名）	交通局長 北村 信幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

京都市営バスでは、これまでからバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）や、移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令）などに基づき、積極的に旅客施設及び車両のバリアフリー化に取り組んでまいりました。

これにより、令和5年度末現在で、全ての旅客施設及び車両が移動等円滑化基準を満たしております。

ハード・ソフト両面での更なるバリアフリー化の推進に向け、バリアフリー法において努力義務とされている事項について、令和元年度から10年間の経営の基本的な方針等を取りまとめた「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」に基づき、以下の方針の下、取組を進めてまいります。

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① バス車両

【現状】

- ・ 現在、全ての市バス車両でバリアフリー基準に適合している。
- ・ さらに、ノンステップバスについては、国が定める目標値（令和7年度末までに導入率80%）を上回る導入率（96.4%（令和5年度末現在））を達成している。

【今後の対応方針】

- ・ 新造車両の導入にあたっては、引き続き最新の「国土交通省認定標準仕様ノンステップバス」を基本とし、更なるバリアフリーの推進に取り組む。

② 北大路バスターミナル

【現状】

- ・ 旅客用トイレについては、車椅子利用者用便房及びオストメイト対応設備を設置している。
- ・ 視覚障害者用誘導ブロックについては、その形状等について視覚障害者団体とも協議の上、敷設している。なお、当該バスターミナルは平成13年のJIS規格化以前に供用開始したため、JIS規格に合致していない。
- ・ エスカレーターについては、3基すべてにおいて、行先及び昇降方向を知らせる音声案内設備が搭載されていない。

【今後の対応方針】

- ・ 視覚障害者用誘導ブロックについては、ターミナル内の大規模改修の機会を捉え、順次JIS規格に対応したブロックに更新する。
- ・ エスカレーターについては、老朽化に伴うエスカレーターの更新にあわせて、音声案内設備を搭載する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 旅客支援

【現状】

- ・ 車いす利用者等の障害のある方に運転士による乗降支援等を行っている。
- ・ 聴覚に障害のある方への支援として、全車両に配備している筆談具や運賃や支払方法等、基本的な案内を指差しにより行える「コミュニケーションボード」（4か国語対応）を配備している。
- ・ 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」として認定された運転士、運行管理者等を、各営業所に配置している。（これまでの受講者数 106名（令和5年度末時点））

【今後の対応方針】

- ・ 引き続き、上記の取組を継続する。

② 情報提供

【現状】

- ・ 車両では、音声案内及び筆談具を用いたコミュニケーション等の多様な手段によって、運行情報並びに緊急時の情報等を提供している。
- ・ 上記取組に加え、全ての市バス車両の車内前方に案内モニターを配備している。さらに、市バス車両のうち、大型車両の車内中央部に案内モニターを増設し、情報提供の充実を図っている（令和5年度末現在709両）。

- ・ ウェブサイト（スマートフォン用ウェブサイトを含む）、パンフレット、電話による問い合わせ対応等により、高齢者や障害のある方にも御利用いただきやすいように情報提供に努めている。
- ・ 視覚情報について、車両及び北大路バスターミナルの案内サイン等においては、可能な限り大きな文字又は適切な色の組み合わせや書体の使用に配慮するとともにピクトグラム（図記号）を付設している。

【今後の対応方針】

- ・ 引き続き、上記の取組を継続する。

③ 教育訓練

【現状】

- ・ 障害のある方を講師として、新規採用運転士に対する研修を実施するとともに、全ての運転士及び運行管理者等が受講する所属研修において、高齢の方又は障害のある方等の多様なニーズ及び特性を理解し、適切に対応できるよう、人権に関する知識を深める研修を実施している。
- ・ 高齢の方や障害のある方がより安心して御利用いただけるよう、平成30年度から、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する運転士、運行管理者等を養成している。（これまでの受講者数 106名（令和5年度末時点））
- ・ 障害のある方の特性などを踏まえた「お客様接遇マニュアル」を作成し、全ての運転士に周知している。

【今後の対応方針】

- ・ 新規採用運転士等への研修を継続して実施するとともに、「交通サポートマネージャー」の資格を有する運転士、運行管理者等を令和6年度に約20名養成する。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを9両導入する。(令和6年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する指導運転士や運行管理者等を新たに約20名養成する。(令和6年度)
新規採用市バス運転士への研修	新規採用市バス運転士の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和6年度)
照明設備の維持管理	移動等円滑化された経路を構成する通路、階段、トイレなどの照明設備について、必要に応じて照明の交換を行い、適切な照度を確保する。(令和6年度)
エレベーター、エスカレーターの維持管理	1か月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、適切に維持管理する。(令和6年度)
トイレの音声案内装置の維持管理	必要に応じて修繕を行い、適切に維持管理する。(令和6年度)
スロープ板の維持管理	定期的に点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、適切に維持管理する。(令和6年度)
車椅子固定装置の維持管理	定期的に点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、適切に維持管理する。(令和6年度)
車内案内モニターの維持管理	定期的に点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、適切に維持管理する。(令和6年度)
車内外用放送装置の維持管理	定期的に点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、適切に維持管理する。(令和6年度)
筆談用具の維持管理	定期的に点検を行い、適切に維持管理する。(令和6年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する指導運転士や運行管理者等を新たに約20名養成し、各営業所に配置する。(令和6年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内外における情報提供	更新を予定している市バス車両9台の車内中央部に、案内モニターを引き続き設置することで、混雑時の車内後方部における情報提供に努める。(令和6年度)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する指導運転士や運行管理者等を新たに約20名養成する。(令和6年度)
新規採用市バス運転士への研修	新規採用市バス運転士の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和6年度)
所属研修の実施	全ての運転士及び運行管理者等が受講する所属研修において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める研修を実施する。(令和6年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先席の表示	優先席であることが車内外から識別できるよう、引き続き、優先席付近の窓に優先的な利用の対象者を表示するステッカーを貼り付ける。(令和6年度)
車内放送による啓発	優先座席のゆずりあいに関する車内放送(日・英2か国語)を実施し、利用者への呼びかけを行う。(令和6年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ ウェブサイトや電話等などで寄せられる要望を担当部署内で共有するとともに、取組の改善に活用する。(令和6年度) ・ バス待ち環境については、上屋の整備やベンチの新設を進める。(令和6年度) ・ 障害者団体との意見交換を実施し、対応等について協議する。(令和6年度) ・ ハード面では車両の主管課を本局内の自動車部技術課、バスターミナルの主管課を自動車部管理課とし、ソフト面の主管課を自動車部運輸課としてバリアフリーの取組を推進する。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載した事項については、令和元年度から10年間の経営の基本方針を定めた「経営ビジョン」に位置付けられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。